

工 事 監 査 等 の 結 果

○ 監査の日

令和3年11月10日

○ 監査の対象工事

津波避難タワー建設工事【吉良町大島地区】

○ 監査の実施方法

公益社団法人大阪技術振興協会に専門技術士の派遣を要請し、同振興協会の工事技術調査結果に基づく監査を実施した。

監査の内容は、監査対象工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、監督、品質、安全管理などの各段階における技術的事項の実施態様について、関係図書類及び現場施工状況の調査を通じて検分し、評価するとともに、改善是正を要する事項については、改善及び再発防止に向けた措置を求めた。

○ 監査時点における工事の進捗状況

実施出来高（令和3年10月末日現在）

78.3%（計画：81.9%）

○ 監査結果

関係書類は整備されており、施工管理も適正に実施されていた。

しかし、以下のとおり、改善を要する事項が見受けられた。今後の事業実施にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

1 書類審査

なし

2 工事現場審査

(1) 現場施工管理に関して

ア 建設中タワーの墜落防止設備に不備な箇所が見受けられた。墜落の恐れがあるため、早急に対策を講じるよう、請負業者に指示されたい。

【労働安全衛生規則第519～521、523、530、563条】

イ モルタル攪拌機に巻き込まれ防止のための覆い等を設けるよう、請負業者に指示されたい。

【労働安全衛生規則第101、143条】

ウ 仮設電気の分電盤に取扱責任者名を表記するとともに、使用しない間は施錠するよう、請負業者に指導されたい。

【労働安全衛生規則第352条】